

宇都宮大学樹木憲章

平成 18 年 10 月 11 日制定

宇都宮大学の構内には、小さなものから高さ50メートル以上のものまで様々な樹木が生育しています。

それらの中には学術的に貴重なものもあり、将来に渡って適切に管理していくことが重要であることから、樹木憲章を定めました。

一、宇都宮大学はキャンパス内の樹木を本学の歴史・文化遺産として継承し、大切にその成長を見守ります。

一、宇都宮大学はキャンパス内樹木を適切に管理し、快適で豊かな緑環境を創造します。

一、宇都宮大学は美しい樹木が繁る快適なキャンパス環境を地域の人々に提供します。

キャンパス緑環境レンジャー

「宇都宮大学樹木憲章」の理念を生かし、キャンパス内の樹木を適切に管理していくため、キャンパス緑環境レンジャーを置いています。

キャンパス緑環境レンジャーの役割

キャンパス内の樹木、庭園の維持管理について、各々専門的見地から学長の諮問に応じて適切な助言を行う。

キャンパス緑環境レンジャー委員(平成 24 年7月現在)

雑草科学研究センター	教授	小笠原 勝(委員長)
農学部附属演習林	准教授	飯塚 和也
農学部森林科学科	助教	逢沢 峰昭